

第2期 邑楽町子ども・子育て支援 事業計画

～ 子どもが育つ 親が育つ
地域が育つ 邑楽町 ～



令和2年3月
邑楽町

スマホや携帯電話をお使いの方は、こちらのQRコードから邑楽町の子育て情報にアクセスできます。



1 計画策定にあたって

国では、平成24年に、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新たな制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「邑楽町子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」という。)」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進む中、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本町における関連計画とも整合性を図りながら策定をします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 基本理念

子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町

本町では、子どもが邑楽町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてもよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

第2期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第1期計画の基本理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。



5 基本目標と主な施策

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標 1 地域における子育て支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ 子育て家庭に対する経済的支援

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実
- ④ 小児医療の充実



基本目標 3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取り組みを推進します。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進



基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- ① 次代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

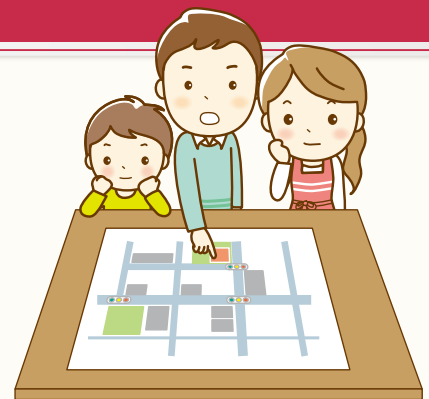
子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる地域社会づくりを推進します。

- ① 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標 6 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細やかな支援を推進します。

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進



基本目標 7 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭にやさしい地域の交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- ① 良質な住宅及び居住環境の整備
- ② 安全な道路交通環境の整備
- ③ 安心して外出できる環境の整備



6 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保方策等を記載することとされています。

子ども・子育て支援新制度の全体像



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく教育・保育提供区域は、町全体を1つとします。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

認定区分

区分	年齢	対象事業
1号認定	3～5 歳	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5 歳	保育園・認定こども園
3号認定	0 歳、1・2 歳	保育園・認定こども園、地域型保育等

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の教育・保育の利用実績等に基づき、量の見込みを推計しました。

また、確保方策としては、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育園・認定こども園において、保育利用定員の確保を図ります。



教育・保育の量の見込みと確保方策

区分	対象事業	令和元年度 (見込)	令和6年度(計画終了年度)	
			量の見込み	確保方策
1号認定(3～5歳児)	認定こども園・幼稚園など	207人	170人	258人
2号認定(3～5歳児)	認定こども園・幼稚園など	70人	57人	57人
	認定こども園・保育園	265人	231人	312人
3号認定(0歳児)	保育園・認定こども園、特定地域型保育等	42人	46人	74人
3号認定(1・2歳児)		182人	179人	189人

量の見込み：平成31年1月に本町で実施したニーズ調査や本町の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

確保方策：量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

3 ≫ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ≫

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

地域子ども・子育て支援事業

事業名	実施内容
利用者支援事業	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>平成29年度より風の子保育園で実施しています。令和2年度より保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。</p>
地域子育て支援拠点事業	<p>公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。</p> <p>町内2か所の幼稚園、保育園において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行います。</p>
妊婦健康診査	<p>妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。</p> <p>定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促します。</p>
乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師・看護師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。</p> <p>町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、保健師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行います。</p>
養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業です。</p> <p>引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。</p>
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。</p>
子育て短期支援事業	<p>保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。</p> <p>本町には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応します。</p>

事業名	実施内容
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<p>児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。</p> <p>引き続き、就学児童をもつ依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。</p>
一時預かり事業	<p>幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)です。</p> <p>本町の幼稚園2か所及び認定こども園1か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。</p> <p>保育園、その他の場所での一時預かりです。本町では、保育園1か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。</p>
延長保育事業 (時間外保育事業)	<p>保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。</p> <p>保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。</p>
病児保育事業	<p>児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。館林市、板倉町、明和町、千代田町との広域協定に基づき、事業を実施しています。</p>
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<p>仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p> <p>放課後児童クラブ7か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施します。</p>
放課後子ども教室	<p>町内1か所にて、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、学習や体験・交流活動を提供します。</p>
実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。</p>
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。</p>

第2期 邑楽町子ども・子育て支援事業計画 概要版

[発行年月] 令和2年3月

[発行・編集] 邑楽町 子ども支援課

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

TEL 0276-47-5044(直通) FAX 0276-88-3247